

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年5月分)

○ 市電

(輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故)

- ・軌道敷内での車両等との接触事故(2件)

概要： 電車運転士が接触限界を見誤り、右折待ちしていた相手方車両(普通乗用車)と接触したもの(1件)

場所：荒田交差点(1系統下り)

概要： 右折しようとしている車両を先に行かせるため停車した電車を追い越し、相手方車両(普通乗用車)が、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの(1件)

場所：中郡電停交差点(2系統下り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入する 때가最も危険です。

多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市バス

(輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)に該当するもの)

※同規則第4条(速報)に該当するものを除く。

- ・該当なし

バスの発進・停止時は大変危険ですので、なるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。